

## 役員報酬及び役員退職手当支給規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク定款第27条に基づき、役員報酬、退職手当及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

2 常勤の役員退職手当は役員として満2年以上在任し、退職した場合（死亡による退職の場合には、その遺族）及び非常勤役員になった場合、その者に支給する。ただし、定款第26条の規定に基づき、解任された者に対しては支給しない。

### (定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「本社团」という。）の役員として週3日以上勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費その他の経費の経費をいう。

### (報酬額)

第3条 役員報酬額等の額は、別表に掲げるとおりとし、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。ただし、監事の報酬額については、社員総会の議決により、これを決定する。

2 報酬は、報酬額の12分の1を毎月支給する。

3 新たに役員に就任した月及び退任した月の報酬は日割計算をもって支給する。

### (退職手当の額)

第4条 常勤役員の退職手当額は、役員報酬額、役員在任期間、職務実績等を参

考に算出し、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。ただし、退職時の役員報酬額の12分の1に、在任期間年数に1を加えた年数を乗じた額を超えないこととする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は常勤役員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合に、原則として6ヶ月を単位に支給することとし、その支給に係る最初の月の報酬支払日に一括支給する。

2 通勤手当の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

3 利用距離1キロメートル以下は支給しない。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2021年(令和3年)6月22日から施行する。

別表 役員報酬の額

	常勤役員	非常勤役員
理事長	年額 500 万円以上 1,500 万円 以下の間	年額 0 万円以上 490 万円以下の間
副理事長	年額 500 万円以上 1,500 万円 以下の間	年額 0 万円以上 490 万円以下の間
専務理事	年額 500 万円以上 1,500 万円 以下の間	年額 0 万円以上 490 万円以下の間
理 事	年額 500 万円以上 1,500 万円 以下の間	年額 0 万円以上 490 万円以下の間

注：監事については社員総会で決める。